

三重県の要請に基づき、感染症拡大防止のため、当店では、下記のとおり時短営業します。


【実施期間】

令和3年10月1日～令和3年10月14日

該当する項目に☑を入れてください

※飲食を主たる業としていないカラオケ店（カラオケボックス等）は以下に☑不要です。
（カラオケ喫茶、カラオケ設備のあるスナック等は☑が必要です。）

カラオケ設備の利用はできません。

通常の開店時間		通常のカ店時間
時 分	～	時 分
		
時短営業期間中の開店時間		時短営業期間中のカ店時間
時 分	～	時 分

※ただし、下記の期間は お休み します。

休業日：

店舗名	
住所	